

警察庁交通指導課からのお知らせ

## 放置違反金滞納情報照会書兼同意書の書式の追加について

自動車整備事業者は、車検を受ける自動車について、車検拒否の対象となっているか否かを照会する際には、車両の使用者から、「放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書」を徴しているが、これとは別に、登録自動車等の継続検査を電磁的方法により行う際には、「継続検査における確認事項及び承諾書」についても徴しているところである。

この度、車両の使用者及び自動車整備事業者の負担の軽減等を図るため、「同意書」と「承諾書」を統合した新たな書式を追加することとしたのでお知らせします。

■運用開始 平成30年12月25日

※従来の同意書もこれまでと同様に使用できます。

※承諾書は、統合版（同意書＋承諾書）にあわせて内容を一部追加しています。

## 車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようご理解とご協力を願い申し上げます。

### 1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 庁  
国 土 交 通 省

### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

事業場名

## 放置違反金滞納情報照会における同意書 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車 登録自動車 二輪車

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①〔継続検査（車検）申請に関する委任について〕

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

車台番号

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名（社名）

印

※記名・押印又は自署

## 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号：

整備事業者名：

電話：

F A X：

## 「放置違反金滞納情報照会における同意書」

## 「継続検査（車検）における確認事項及び承諾書」

## 「放置違反金滞納情報照会書」

記入例

### 車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警察庁  
国土交通省

①事業場名  
(例)○○自動車㈱△△営業所(支店)

#### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続を電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

事業場名	①
------	---

②車両選別  
・該当する欄に✓を記入してください。

### 放置違反金滞納情報照会における同意書 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

#### 1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車  登録自動車  二輪車 ②  
に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）③ 警察に照会・確認することに同意します。

③振興会を介して代理照会する場合は、  
(自動車整備振興会を通じて)  
の文字を丸囲みして下さい。

#### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①【継続検査（車検）申請に関する委任について】

④継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②【継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾】

④保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

⑤自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の窓への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

④【継続検査（車検）申請に関する委任】について  
・電子申請することに承諾する場合は✓を記入して下さい。  
④【継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾】  
・保安基準適合証を電磁的方法により提供することに承諾する場合は✓を記入して下さい。

登録番号又は車両番号(二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車)

車台番号

⑥

⑥

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名(社名) ⑦ 印

※記名・押印又は自署

⑤賠責保険(共済)情報を電磁的方法により提供することに承諾する場合は欄にレ点を記入して下さい。

⑥車両選別  
・車検証に記載されている番号標の番号及び車台番号を記入して下さい。

### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

⑧

御中

年 月 日

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号 : \_\_\_\_\_

#### ⑦【個人ユーザーの場合】

- ・使用車が署名した場合は、押印は不要です。
- ・記名(ゴム印又は使用車以外の記入等)の場合は押印が必要です。

整備事業者名 : \_\_\_\_\_ 印

電話 : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_

#### ⑦【法人ユーザーの場合】

- ・会社名の記入及び車検依頼者の署名(記名の場合は押印)が必要です。

⑧送信する都道府県警察本部の名称を記入して下さい

⑨会社名・営業所(支店)名・担当者名を記入し、担当者の印を押して下さい。  
(例)○○自動車㈱△△営業所(支店)日整太郎㊞

※インターネット照会の場合は、⑧、⑨は不要です。

車検を受けられるお客様へ

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

-----以下、お客様ご記入欄-----

### 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の**電磁的方法による申請**手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

- ① [継続検査（車検）申請に関する委任について]  
 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。
- ② [継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]  
 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名 印  
(社名) ※記名・押印又は自署

--